

不服申立て事案答申第 240 号

不服申立て事案諮問第 270 号

件名：警察安全相談等・苦情経過票の一部開示決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に係る別記に掲げる保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の一部開示決定において、別表の 1 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 5 年 4 月 13 日付けで行った保有個人情報開示請求に対し、処分庁が同年 5 月 26 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 保有個人情報開示請求の受理

審査請求人は、令和 5 年 4 月 13 日に来庁し、処分庁宛ての保有個人情報開示請求書を個人情報総合窓口にて提出したため、窓口担当者が記載事項の確認をしたところ、開示請求をする保有個人情報の内容欄に記載された内容からは、その内容を特定することができなかった。

そのため、対応した窓口担当者は審査請求人から開示を求める内容を聴取し、審査請求人の確認を得た上で、令和 5 年 3 月 15 日以降、愛知県警察本部刑事総務課、捜査第一課、住民サービス課、地域総務課又は愛知県中警察署地域課の職員と、対面または電話で相談したことで作成された書類（警察安全相談等・苦情取扱票（経過票を含む。））と補正し、当該請求を受理した。

(イ) 決定する期間の延長

本件開示請求を受理した処分庁は、法第 83 条第 2 項の規定により、本件開示・不開示の審査に係る調査に相当の期間を要し、期間内に開

示決定をすることができないと判断し、延長後の決定期間を令和 5 年 5 月 26 日までとする決定期間延長通知書を審査請求人に通知した。

(ウ) 本件開示請求の対象となる保有個人情報の特定

審査請求人が本件開示請求で開示を求めた保有個人情報については、開示請求の時点において、

- ・ 愛知県警察本部刑事部刑事総務課（以下「刑事総務課」という。）で保管する警察安全相談等・苦情経過票（令和 5 年 4 月 5 日取扱い）（以下「本件保有個人情報」という。）
- ・ 愛知県警察本部刑事部捜査第一課で保管する警察安全相談等・苦情取扱票（令和 5 年 4 月 5 日受理）

の 2 件を特定した。

なお、住民サービス課、地域総務課又は愛知県中警察署地域課においては、本件開示請求で開示を求められた保有個人情報は、開示請求の受理時点では作成又は取得されておらず、存在しないことを確認した。

(エ) 本件処分

処分庁は、刑事総務課で保管する本件保有個人情報のうち、法第 78 条第 1 項に規定される不開示情報を除いた部分をそれぞれ開示する決定をし、保有個人情報一部開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）により審査請求人に通知した。

イ 本件処分の理由

(ア) 本件処分については、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する決定であり、本件保有個人情報に関して開示しないこととした部分については、本件決定通知書に記載されているとおり、法第 78 条第 1 項に該当する

- ・ 警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分
- ・ 相談に対する調査結果が記載された部分

である。

a 警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分

法第 78 条第 1 項第 2 号では、開示請求者以外の個人に関する情報のうち不開示情報から除かれるものとして、同号ただし書イに、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、と示されている。

そのうち、警部以上の階級にある警察職員の氏名は公表の対象となっており、「慣行として」開示請求者が知ることのできる情報である。

一方、警部補以下の階級にある警察職員の氏名は公表の対象外であり、「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることが

でき、又は知ることが予定されている情報」ではないことから、不開示となるものである。

本件保有個人情報で不開示とした受理者欄に記載された警部補以下の階級にある警察官の氏名のうち「名」は、いわゆる下の名前の部分であり、前記「慣行として」知ることのできる情報ではないと判断した。

なお、「名字」を開示とした理由は、愛知県警察名札要綱に示される庁舎内で市民と応対する業務に従事する場合又は電話で応対する場合は積極的に氏名を告知することとあることから、本件警察安全相談での審査請求人との電話応対の際には「名字」を名乗っていると認められるからである。

b 相談に対する調査結果が記載された部分

法第78条第1項第7号では地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報としている。

本件処分において不開示とした部分は、審査請求人からの警察安全相談を受理した警察官が、相談に対する調査を行った結果が記載された部分であり、第三者から聴取した内容が開示されるとするならば、調査において、第三者が率直な意見を述べることを差し控えることも十分考えられる。

そうなれば、事実関係の把握が困難となり、警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、法第78条第1項第7号に該当することから、不開示としたものである。

(イ) このように、本件処分については、法第78条第1項第2号及び同項第7号に規定される不開示情報を除いた部分について開示したものであり、法の規定に基づく適正な処分である。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、本件保有個人情報のうち不開示とされた部分について、「警部補以下の階級の氏名の部分 私はこれら全て記録メモしており知っている事 開示しても誰の権利も侵害せず」といった旨を記し、警部補以下の階級にある警察職員の氏名を開示しないことは違法である旨主張している。

また審査請求人は、「78条1項第7号 開示する事により 業務支障きたすかは全てケースバイケースあり、開示するべきとするケースは多数ある」といった旨を記し、相談に対する調査結果が開示されないのは違法である旨主張している。

しかしながら、氏名について、審査請求人と面接又は電話応対したこと

で名乗った警察職員の下の名前を審査請求人が知っていたとしてもそれは個別的な事例であり「慣行として」知り得た情報ではない。

また、相談に対する調査結果については、前述のとおり、第三者から聴取した内容が開示されると、第三者が率直な意見を述べることを差し控え、警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、不開示とした部分は法の規定に基づく適正な処分であり、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は法の規定に基づく適正なものであり、本件審査請求に係る審査請求人の主張に理由がないことは明白であることから、本件審査請求は速やかに棄却されるべきである。

4 審議会の判断

(1) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が令和5年3月15日以降に刑事総務課の職員に対面又は電話で相談したことで作成された別記に掲げる警察安全相談等・苦情経過票である。

処分庁は、本件保有個人情報のうち別表の1欄に掲げる部分を同表の2欄に掲げる規定に該当するとして不開示としているところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めていることから、以下、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 法第78条第1項第2号該当性について

警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるため、法第78条第1項第2号本文に該当する。

警部補以下の階級にある警察職員については、その職務の特殊性から、氏名を開示することで当該警察職員の私生活に影響を及ぼすおそれがあるため、その氏名は一般に公にされておらず、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報には当たらない。審査請求人は、審査請求書において、既に知っている旨を主張しているが、個別的事実によりその一部を本人が知ることができた例が存在したとしても、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではないことに変わりはなく、同号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

よって、警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分は、法第78条第1項第2号に該当する。

(3) 法第78条第1項第7号該当性について

当審議会において相談に対する調査結果が記載された部分を見分したと

ころ、警察安全相談を受けて警察が第三者から聴取した内容が記載されていた。これを開示することとなれば、今後の調査において第三者が率直な意見を述べることを差し控えるなど、警察における事実関係の把握が困難となり、警察業務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、相談に対する調査結果が記載された部分は、法第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

・警察安全相談等・苦情経過票（令和5年4月5日取扱い）

別表

1 開示しないこととした部分	2 開示しないこととした根拠規定
警部補以下の階級にある警察職員の氏名に係る部分	法第78条第1項第2号
相談に対する調査結果が記載された部分	法第78条第1項第7号

(審議会の処理経過)

年 月 日	内 容
5.10.4	諮問（弁明書の写しを添付）
6.8.19 (第240回審議会)	処分庁の職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
6.9.30 (第241回審議会)	審議
6.10.29	答申